

平成25年(厚)第1152号

平成26年5月30日裁決

本文

本件再審査請求を棄却する。

理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

### 第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、慢性腎不全(両側足部糖尿病性壊疽)(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、発病日及び初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下、単に、「初診日」という。)を昭和〇年〇月〇日として、厚生労働大臣に対して、いわゆる事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の発病日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(慢性腎不全及び両側足部糖尿病性壊疽の原因である糖尿病)の発病日が昭和〇年〇月〇日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」という理由で、障害給付の請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。なお、原処分は理由を明示していないが、障害基礎年金の請求については、その受給要件を満たしていないことを理由とするものと解される。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経

て、当審査会に対し再審査請求をした。

### 第3 当審査会の判断

1 障害厚生年金を受けるためには、①対象となる障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)に係る初診日(昭和61年4月1日前に発病日がある場合は発病日)において厚生年金保険の被保険者であったこと、②初診日の前日において、保険料納付等に係る所定の要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たしていること、及び③当該障害の状態が、基準となる時点(本件の場合は裁定請求日)において、障害等級3級以上に該当していることが必要とされる。なお、一般的に傷病の発病時期は、自覚的、他覚的に症状が認められた時をいうが、具体的には、医師の診療を受ける前に自覚症状が現れていた場合には、医師がその自覚症状をその傷病によるものと認めた場合に限り、その日が発病日となり、自覚症状が現れずに医師の診療を受けた場合はその初診日が発病日となるものと解すべきである(以下において「初診日」というときは、上記の意味における発病日を含む趣旨である。)

2 本件の場合、前記第2の2記載の理由によってなされた原処分に対して、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、第1に、当該傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)がいつかであり、当該初診日において、請求人が厚生年金保険の被保険者であった者に該当すると認められた場合には、第2に、保険料納付要件を満たしているかどうかであり、第3に、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当すると認められるかどうかである。そして、第1の問題点が否定的に判断される場合は、請求人が障害基礎年金の受給要件を満たしていな

いと認められるかどうかが問題となる。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金を受給する者には、併せて障害基礎年金が支給されるとされている。

### 3 最初に本件初診日がいつと認められるかについて検討する。

初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法が、この初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨に照らして、その認定は、直接診療に関与した医師又は医療機関が作成したものの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下、これらの諸要件を満たすと認められる資料を、便宜上、「初診日認定適格資料」という。）でなければならないと解するのが相当である。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁より発出され、同庁の廃止後は厚生労働省から発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、この認定基準に依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）の「第1 一般的事項」には、「初診日とは、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいう。」とされているが、具体的には、①初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）、②同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日、③健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は、その健康診断日、④障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が、それぞれ初診日となると解され、「相当因果関係がある」とは、ある行為（事象）からそのような結果が生じるのが経験上通常である場合に、ある行為（事象）とその結果には因果関係がありとするのが相当因

果関係という考え方であり、そのような考え方に立つて、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病（負傷は含まれない。）がおこらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係がありとみて前後の傷病は同一傷病として取り扱うものとするのが相当である。

このような観点から本件をみるに、当該傷病の原因としての糖尿病は当該傷病と相当因果関係にある同一傷病と捉えることが相当であるところ、本件において初診日認定適格資料として取り上げられるべきものは、① a病院（以下「a病院」という。）b科・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書（以下「資料①」といい、以下、これに依う。）、② c病院（以下「c病院」という。）d科・B医師（以下「B医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書、③ a病院・C医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、④ B医師作成の平成〇年〇月〇日付身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）、⑤ A医師作成の平成〇年〇月〇日付身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）があり、これらをおいて他にはないところ、これら各資料をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①は、傷病名には「両側足部糖尿病性壊疽」が掲げられた上で、初めて医師の診療を受けた日を「平成〇年〇月〇日 診療録で確認」、傷病の原因又は誘因は、「糖尿病感染 初診年月日（平成〇年〇月〇日）」、既存障害は「なし」、既往症は「糖尿病閉塞性動脈硬化症」、傷病が治ったかどうかは「治っている場合」として、「治った日 平成〇年〇月〇日 確認」と記載され、診断書作成医療機関における初診時所見の初診年月日は、「平成〇年〇月〇日」、その所見は、「両側足部の壊疽あり」とされ、現在までの治療の内容等は「平成〇年〇月〇日両下肢の膝下での切断を施術、創は問題なく治癒し〇月〇日転院」と記載されている。資料②は、傷病名には「慢

性腎不全」が掲げられた上で、初めて医師の診療を受けた日を「平成〇年〇月診療録で確認」、傷病の原因又は誘因は、「糖尿病性腎症 初診年月日（平成〇年〇月〇日）」、既存障害は「両下肢切断（平成〇年〇月）」、既往症は「糖尿病」、傷病が治ったかどうかは「治っていない場合」として、「症状のよくなる見込 無」と記載され、診断書作成医療機関における初診時所見の初診年月日は、「平成〇年〇月〇日」、その所見は、「中等度腎不全（Cr：2.6mg/dl）→外来で治療開始、浮腫」、現在までの治療の内容等は「外来で薬物・食事療法を行うもCr（↑）。平成〇.〇.〇血液透析導入」と記載されている。

資料③は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名は「糖尿病性壊疽」、発病年月日は「平成〇年〇月頃」、傷病の原因又は誘因は「糖尿病」、発病から初診までの経過は、「40歳頃より糖尿病指摘されるも放置しており、足に損傷あり、様子をみていたが悪化し下肢増強を認めたため、H.O.O.救急搬送」、初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診時転帰は「転医」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要は、「入院により、血糖コントロール及び壊疽（両下肢）の処置を中心に加療切断術を勧めも本人希望せず保命的加療としていたが、手術を希望されたため、他院に紹介とし〇/〇退院とした。他院にて手術施行し、術後リハビリ目的に〇/〇再入院とし、リハビリ施行、経過良好につき〇/〇転院とした。」と記載されている。

資料④は、障害名（部位を明記）は、「末期腎不全」、原因となった疾病・外傷名は「糖尿病腎症」、疾病・外傷発生年月日は「記載なし」、参考となる経過・現症は、「外来でフォローアップ中Cr（↑）障害固定又は障害確定（推定）平成〇年〇月〇日」、総合所見は「末期腎不全」、その他参考となる合併症状は、「下肢切断」と記載されている。

資料⑤は、障害名（部位を明記）は、「両下腿切断」、原因となった疾病・外傷名は「両側糖尿病性足壊疽 疾病」、疾病・外傷発生年月日は「平成〇年〇月〇日頃」、参考となる経過・現症は、「平成〇年〇月〇日頃、足趾の爪周囲に傷がついた。〇日頃より足趾の色調が悪くなり〇日より発熱あり、近医で加療。〇月〇日壊疽となり、c病院d科より当科へ紹介。〇月〇日切断のため紹介、〇月〇日切断を施行した。障害固定又は障害確定平成〇年〇月〇日」、総合所見は「両下肢は切断されている（両下腿を下腿の2分の1以上で欠く）」、その他参考となる合併症状は、「糖尿病」と記載されている。

以上の資料からみると、請求人が申し立てる初診日を裏付ける医証はなく、平成〇年〇月〇日a病院で、「両側足部糖尿病性壊疽」と診断され、同〇年〇月頃、c病院で「慢性腎不全」と診断されることが認められるから、当該傷病の初診日は、a病院を受診した平成〇年〇月〇日と認めるのが相当である。

- 3 そうすると、「被保険者記録照会回答票（資格画面）」及び「被保険者記録照会（資格・納付Ⅲ）」により、本件初診日において、請求人は厚生年金保険の被保険者ではないから、障害厚生年金を受給することはできない。
- 4 次に、請求人が障害基礎年金を受給できる要件を満たしていないかどうかについて検討する。20歳到達日後に初診日のある傷病による障害について、事後重症請求による障害基礎年金を受給するためには、①初診日において、国民年金の被保険者であるか、国民年金の被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること、② 上記第3の1の②の保険料納付要件を満たしていること、③ 当該障害の状態が、基準となる時点（本件の場合は裁定請求日）において、障害等級2級以上（障害の状態が、国年法施行令別表に掲げる程度）に該当していることが必要とされる。

- 5 請求人は、本件初診日において、国民年金の被保険者であるが、「被保険者記録照会回答票（資格画面）」、「被保険者記録照会（資格・納付Ⅲ）」、「被保険者記録照会（納付Ⅰ・過不足納）」に請求人が提出した当会からの照会に対する回答（回答書及び卒業証明書）を併せて検討しても、保険料納付要件を満たしているとは認められない。
- 6 以上の認定及び判断の結果により、請求人は、本件初診日において、保険料納付要件を満たしているとはいえないから、当該傷病の障害の程度を検討するまでもなく、請求人の障害基礎年金の請求は認められない。以上のおりであるから、請求人の障害給付の請求を却下した原処分は、結論において妥当であり、取り消すことはできない。よって、主文のおり裁決する。